

みんなで作る水辺フェス♪～岡山旭川 2018～実施イベント 募集要項

項目	記載内容
募集目的	<p>岡山城、岡山後樂園周辺の旭川一帯は、まちなかに居ながらにして歴史・文化・自然を感じられる空間です。この水辺空間を活かした水辺の賑わいづくりを目的としています。</p> <p>将来、地域の賑わいの拠点となることを期待して、水辺空間でイベントを試行的に開催してくれる団体を募集します。</p>
募集内容	<p>体験教室やアトラクション、地産地消マルシェ、あるいはアート企画やスポーツ体験など、水辺ならではの活動や地域活性化に繋がるイベント</p>
開催期間	<p>平成30年10月1日～平成30年11月30日のうち、応募者が希望する任意の日程。</p> <p>※実施日については、応募状況により調整させていただく場合があります。</p>
応募資格	<p>① 自らイベントを企画し、イベントを運営・実施できる体制を有している団体であること。ただし、応募したイベントの内容と同様のイベントを実施した経験があること。</p> <p>例) 株式会社等の民間企業</p> <p>地方公共団体又は公的機関が出資・経営・運営等に関与している団体</p> <p>特定非営利活動法人(NPO 法人)</p> <p>学校教育法に規定されている学校</p> <p>その他、法人格を有する者 等</p> <p>ただし、法人格を有していない団体であっても、次の要件を満たす団体を含む。</p> <p>ア) 定款に類する規約等を有する者。</p> <p>イ) 団体としての意思を決定できる者。</p> <p>② 宗教活動又は政治活動を活動目的とした団体でないこと。</p> <p>③ 当該団体又は、当該団体の役員等(代表者、理事等、その他団体の運営に実質的に関与しているもの及び団体を構成する者をいう)が、次のいずれにも該当しないものであること。</p> <p>1) 暴力団(暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。)又はそれらの利益となる活動を行う団体である者</p> <p>2) 役員等が暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定するものをいう。)若しくはこれに準ずる者(以下「暴力団関係者」という。)であるとき又は暴力団関係者が運営に実質的に関与している者</p> <p>3) 役員等が、当該団体もしくは他社の不正の利益を図り、又は他社に損害を与える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしている者</p> <p>4) 役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与している者</p> <p>5) 役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している者</p> <p>④ 公序良俗に反するなど著しく不誠実な行為を行っていると思われること。</p> <p>⑤ 提案するイベントを実施するにあたり、法令等の規定により官公署の免許、許可又は認可を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、認可を受けている者又は受けることができる者であること。</p>

項目	記載内容
応募に際し 必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企画応募シート</li> <li>・誓約書</li> <li>・団体のこれまでの類似活動状況が分かる資料(チラシ、写真等 様式は任意)</li> </ul> <p>※応募資格の確認に必要な書類の提出を追加でお願いする場合があります。</p> <p>※提出いただいた書類は返却いたしません。ご了承ください。</p>
会場	<p>以下の場所が利用可能です。(詳細は別紙を参照下さい。)</p> <p>ただし、当該区域の利用により、周辺環境等に支障が生じると判断される場合は、内容を調整させていただく場合があります。</p> <p>その他に使用を希望する場所があればご相談ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・烏城公園①</li> <li>・石山公園周辺②</li> <li>・旭川右岸の河川管理用通路上(石山公園～岡山城付近)③</li> <li>・旭川さくらみち河川敷(ただし、ランニングコース等の通路は除く)④</li> <li>・旭川の水面(新鶴見橋～相生橋)⑤</li> </ul>
使用料及び 資材等	<p>会場の使用料は社会実験のため無料です。イベントに必要な資材、電源等は各自でご用意いただくことを基本とします。</p>
審査	<p>企画応募シート等をもとに実行委員会にて審査を行い、7月末を目途に実施可否の連絡をします。審査基準は以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・イベント内容が募集目的、募集内容と合致していること(イベント趣旨にそぐわない単なる営利目的、及び宣伝のみを目的とした内容の応募はお受けできません)</li> <li>・応募資格を満たしていること。</li> <li>・各種法令を遵守していること。</li> <li>・安全管理や騒音対策等で周辺環境に配慮されていること。</li> <li>・多数のご応募により会場や時間が重複する場合は、新規性、実現性等の観点を優先して選定します。</li> </ul>
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火気の使用は可能ですが、たき火はできません。火気を使用する場合は、岡山市火災予防条例に基づく届出等の対応を応募者にてお願いします。</li> <li>・飲食の出店につきましては、食品衛生法に基づく許可等、及び出店者個々の営業に必要な許認可等の届出の対応を応募者にてお願いします。</li> <li>・その他イベントの実施にあたって必要な手続きにつきましては、応募者にてお願いします。(書類作成のサポートは行います。)</li> <li>・安全管理や騒音対策等について十分に配慮するとともに、河川管理施設、公園施設等に損傷を与えてはいけません。</li> <li>・会場及び周辺で発生したイベント中の事故及び河川管理施設、公園施設等、設置物の破損等は、実行委員会及び事務局で責任を負いかねますので、ご了承ください。</li> <li>・岡山市が加入している市民活動保険が適用される場合もありますが、イベント内容に応じて保険等の対応は応募者にてお願いします。</li> <li>・近隣より苦情等を受けた場合は、応募者のほうで責任と誠意を持って速やかに対処をお願いします。</li> </ul>

項目	記載内容
	<p>します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・活動の様子が岡山市や国土交通省の HP や、各種情報誌等に掲載される場合があることをご了承ください。</li> <li>・イベント終了後、2 週間以内に実施報告書を提出ください。</li> </ul>
イベントの中止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨や出水時等には、事務局の判断によりイベントの中止及び設備等の撤去を求める場合があります。</li> <li>・イベントの内容が関係法令に違反し又は応募内容と大きく異なる、若しくは著しく不適切である場合、又は河川管理その他公益上やむを得ない必要がある場合には、期間途中であっても取りやめとさせて頂くことがあります。</li> <li>・中止や撤去に伴う補償等は一切行いません。</li> </ul>
応募方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応募に必要な書類を作成し、みんなでつくる水辺フェス♪～岡山旭川 2018～実行委員会事務局へ、持参または郵送で提出してください。</li> </ul> <p><b>【応募に必要な書類】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○企画応募シート</li> <li>○誓約書(押印したもの)</li> <li>○団体のこれまでの類似活動状況が分かる資料(チラシ、写真等 様式は任意)</li> </ul> <p>・<b>応募締切 平成30年7月6日(金) 17:00</b></p> <p>なお、FAX またはメールでも書類を受付ますが、誓約書については、後日、押印したものを持参または郵送で提出して下さい。</p>
お問合せ及び申込み先	<p>〒700-0914 岡山市北区鹿田町2丁目4番36号</p> <p>みんなでつくる水辺フェス♪～岡山旭川 2018～実行委員会事務局 (岡山河川事務所 調査設計課内)宛</p> <p>TEL:086-223-5187 FAX:086-234-2297(担当:柴山、山本、西川)</p> <p>E-mail: info-okakawa@cgr.mlit.go.jp</p>

※みんなでつくる水辺フェス♪～岡山旭川 2018～実行委員会は、地域団体、岡山商工会議所、岡山市や国土交通省岡山河川事務所で組織しています。